

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	小田苅 (小田苅町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

<p>① 昭和58年県営圃場整備完了、平均区画面積は約20 a。農家戸数は119戸。</p> <p>② 平成29年1月に特団小田苅町営農組合が法人化し転作受託作業を行っている。</p> <p>③ 2戸の認定農家が離農、高齢化や後継者不足、さらに農業収支の悪化から離農希望者が増加し、近年地区外からの入作者が担っている。</p> <p>④ 現在の耕作農家は地区内に14戸、地区外から7経営体（うち5法人）が地区内の農地を担っている。</p>
---

### (2) 地域における農業の将来の在り方

<p>主に作付品目は水稻中心である。転作作物では麦・大豆の作付では両品目で種子を生産している。</p> <p>一部に作業効率を上げるために畦畔飛ばしを行い大規模圃場に転換している。</p>
--

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
--------------------------------------

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業組合と農業委員で調整し、農地中間管理機構を通じて進めて行く。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業組合及び農業委員と調整し、所有者の貸付意向・時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
隣接農地との大きな高低差が無い圃場において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を順次計画する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
従来から地域外からの、多様な経営体を募り取り組んできているが、意向を踏まえながら地域の担い手として定着していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除・除草作業は、JA湖東・(株)ライズへの委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				